

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関 係 条 項		同施行規則第 13 条 同条例第 8 条
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	(延滞金の減免) 第 13 条 条例第 11 条第 3 項に規定する延滞金の減免基準は、次のとおりとする。 [条例第 11 条第 3 項] (1) 条例第 8 条各号の一に該当する事実があったとき。 [条例第 8 条各号] (2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書 (様式第 10 号)により市長に申請しなければならない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市個別排水処理施設条例第 23 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 32 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金施行規則第 13 条 美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
審 査 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 13 条の準用 (延滞金の減免) 第 13 条 条例第 11 条第 3 項に規定する延滞金の減免基準は、次のとおりとする。 [条例第 11 条第 3 項] (1) 条例第 8 条各号の一に該当する事実があったとき。 [条例第 8 条各号] (2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書 (様式第 10 号)により市長に申請しなければならない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 37 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金施行規則第 13 条 美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
審 査 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 13 条の準用 (延滞金の減免) 第 13 条 条例第 11 条第 3 項に規定する延滞金の減免基準は、次のとおりとする。 [条例第 11 条第 3 項] (1) 条例第 8 条各号の一に該当する事実があったとき。 [条例第 8 条各号] (2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 2 前項の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書 (様式第 10 号)により市長に申請しなければならない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		業者の指定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 5 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		同規則第 3 条、第 9 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	(指定及び有効期間) 第 5 条 市長は、前条の申請を受けた者について、指定業者として指定する。ただし、経営内容その他について、指定業者として不適当であると認めたときは、この限りでない。 2 指定業者としての有効期間は、指定の日から 4 年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。 1 同規則第 3 条の資格要件に適合するもの。ただし、市長が指定業者として、不適当と認めたときを除く。 2「指定業者として不適当と認めたとき」とは例えば次の場合をいう。 (1) 工事業者（法人にあっては代表者）が禁治産者若しくは準禁治産者または破産者であって復権していない場合 (2) 指定業者が同規則第 9 条の規定により取消されてから 2 年を経過していない場合 (3) 銀行取引を停止されていたり計画倒産した工事業者等、経営内容に問題がある場合 (4) 詐欺行為を行った工事業者等、健全な営業活動の継続に著しい不安がある場合
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		工事完了検査
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 21 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		下水道法第 10 条、下水道法施行令第 8 条 同条例第 3 条～第 5 条、建築基準法第 19 条第 3 項 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 2 第 3 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	(工事の検査) 第 21 条 指定業者は、工事が完了したときは、速やかに責任技術者立会のうえ市長の検査を受けなければならない。 2 検査の結果、工事が不完全と認められた場合は、市長の指定する期間内に当該指定業者の負担で改修し、再検査を受けなければならない。 1 下水道法施行令第 8 条の規定及び同条例施行規則第 2 条の規定により定めた排水設備設計基準よる技術上の規準に適合するものであること。 2 建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合はそれらの法令の規定に適合するものであること。 3 下水道条例第 5 条の排水施設にあつては、同条各号の規定に適合するものであること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		「下水道排水施設指針と解説」 (日本下水道協会 発行) 「下水道施設設計指針と解説」 (建設省都市局下水道部監修 日本下水道協会 発行)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 23 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		美唄市下水道条例施行規則第 16 条
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	(使用料の減免) 第 23 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 1 災害（避難場所等）、その他の事故の場合は、その状況により期間を定める。 2 美唄市が主催または共催するイベント等で、営利を目的としないもの。 3 減免割合は、個別具体的に判断して定める。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		除害施設の工事着手期間の短縮の認定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 16 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		同条例第 15 条 下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	(除害施設の設置等の届出) 第 16 条 前条の規定により、除害施設を新設、改築又は増築しようとする者は、あらかじめ、その計画について市長に届け出なければならない。 2 法第 12 条の 3 又は法第 12 条の 4 の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。 [法第 12 条の 3] [法第 12 条の 4] 3 市長は、前 2 項に規定する届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出(前項の届出にあっては、第 1 項に規定する届出事項の部分に限る。)に係る計画内容の変更を命ずることができる。 4 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を新設、改築又は増築してはならない。ただし、市長は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。 届出に係る計画内容において、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が、同条例第 15 条で定める基準に適合することが確実に見込まれる場合
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		「事業場排水指導指針」 (日本下水道協会 発行)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		責任技術者の登録
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 16 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		同規則第 13 条、第 14 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	(責任技術者証) 第 16 条 市長は、第 14 条に定める登録資格を有するものから前条の申請があったときは、排水設備工事責任技術者登録簿(様式第 8 号)に登録を行い、排水設備工事責任技術者証(様式第 9 号。以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。 [第 14 条] [様式第 8 号] [様式第 9 号]
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		責任技術者の認定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 12 条
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		同規則第 13 条
所 管 課 係 名		上下水道課 事業係
審 査 基 準	基 準	(認定試験) 第 13 条 責任技術者は、日本下水道協会北海道支部（以下「協会地方支部」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格した者でなければならない。 [第 14 条] [様式第 8 号] [様式第 9 号]
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		占用許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 27 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		同条例第 27 条第 4 項
所 管 課 係 名		上下水道課 事業係
審 査 基 準	基 準	1 公共下水道の敷地外に余地がないためやむを得ないものであること。 2 下水道施設の機能を阻害しない範囲であること。 3 下水道施設の維持管理上支障がないものであること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		15～30 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		占用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 27 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		美唄市道路占用条例第 6 条 道路法第 39 条第 1 項
所 管 課 係 名		下水道課 設備係
審 査 基 準	基 準	美唄市道路占用条例第 6 条の審査基準を準用する。 1 道路法第 39 条第 1 項ただし書に定めるもの。 2 特別に事由があると認めたとき。 (1) 生活関連の占用（上水道、下水道、ガス、電気、電気通信、の各戸引込地下埋設管又は電気、電気通信の各戸引込電線） (2) 市の行事及び公共性が認められている行事で、営利を目的としないもの (3) その他公共の福祉に寄与すると認められるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		排水設備等の計画の確認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 6 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		下水道法第 10 条、下水道法施行令第 8 条 同条例第 3 条～第 5 条、建築基準法第 19 条第 3 項 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 2 第 3 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	・ 下水道法施行令第 8 条の規定及び同条例施行規則第 2 条の規定により定めた排水設備設計施行基準による技術上の基準に適合するものであること。 ・ 建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合はそれらの法令の規定に適合するものであること。 ・ 同条例第 5 条の排水施設の新設等を行う場合は、同条例各号の規定に適合するものであること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		「下水道排水設備指針と解説」 (日本下水道協会 発行) 「下水道施設設計指針と解説」 (建設省都市局下水道部監修、日本下水道協会 発行)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		排水設備等の計画の変更の確認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 6 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		下水道法第 10 条、下水道法施行令第 8 条 同条例第 3 条～第 5 条、建築基準法第 19 条第 3 項 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 2 第 3 項
所 管 課 係 名		上下水道課 事業係
審 査 基 準	基 準	下水道条例第 6 条第 1 項の審査基準を準用する。 ・ 下水道法施行令第 8 条の規定及び同条例施行規則第 2 条の規定により定めた排水設備設計施工基準による技術上の基準に適合するものであること。 ・ 建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合はそれらの法令の規定に適合するものであること。 ・ 同条例第 5 条の排水施設の新設等を行う場合は、同条例各号の規定に適合するものであること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		「下水道排水設備指針と解説」 (日本下水道協会 発行) 「下水道施設設計指針と解説」 (建設省都市局下水道部監修、日本下水道協会 発行)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		排水設備等の工事完了の検査
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		下水道法第 10 条、下水道法施行令第 8 条 同条例第 3 条～第 5 条、建築基準法第 19 条第 3 項 建築基準法施行令第 129 条の 2 の 2 第 3 項
所 管 課 係 名		上下水道課 事業係
審 査 基 準	基 準	下水道条例第 6 条第 1 項の審査基準を準用する。 ・ 下水道法施行令第 8 条の規定及び同条例施行規則第 2 条の規定により定めた排水設備設計施工基準による技術上の基準に適合するものであること。 ・ 建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合はそれらの法令の規定に適合するものであること。 ・ 同条例第 5 条の排水施設の新設等を行う場合は、同条例各号の規定に適合するものであること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		5 日
備 考		「下水道排水設備指針と解説」 (日本下水道協会 発行) 「下水道施設設計指針と解説」 (建設省都市局下水道部監修、日本下水道協会 発行)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 3 条
法令(例規)番号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 17 号
関係条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 9 条、同規則別表及び美唄市下水道事業受益者負担金減免取扱基準
所管課係名		上下水道課 業務係
審 査 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 9 条の準用 【美唄市下水道事業受益者負担金条例】 (負担金の非賦課及び減免) 第 9 条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。 2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 [生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)] (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則】 (負担金の減免) 第 11 条 条例第 9 条第 2 項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受けとった日又は減免の理由が発生した日から 14 日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第 7 号)により、市長に申請しなければならない。 [条例第 9 条第 2 項] [様式第 7 号] 2 市長は、前項の申請があったときは、別表に掲げる下水道事業受益者負担金減免基準に基づき、その可否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。 [別表] [様式第 8 号] ※その他、同規則別表及び美唄市下水道事業受益者負担金減免取扱基準に規定。

	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1日～14日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 9 条第 2 項
法令(例規)番号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関係条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 11 条、同規則別表及び美唄市下水道事業受益者負担金減免取扱基準
所管課係名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	【美唄市下水道事業受益者負担金条例】 (負担金の非賦課及び減免) 第 9 条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。 2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 [生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)] (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則】 (負担金の減免) 第 11 条 条例第 9 条第 2 項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受けとった日又は減免の理由が発生した日から 14 日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第 7 号)により、市長に申請しなければならない。 [条例第 9 条第 2 項] [様式第 7 号] 2 市長は、前項の申請があったときは、別表に掲げる下水道事業受益者負担金減免基準に基づき、その可否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。 [別表] [様式第 8 号] ※その他、同規則別表及び美唄市下水道事業受益者負担金減免取扱基準に規定。

	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1日～14日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の徴収猶予
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者分担金条例施行規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 37 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
審 査 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条の準用 (負担金の徴収猶予) 第 8 条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が負担金を納付することが困難であり、かつ、当該土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (2) 受益者が災害、盗難その他の事故により負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の徴収猶予
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 9 条
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	(負担金の徴収猶予) 第 8 条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が負担金を納付することが困難であり、かつ、当該土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (2) 受益者が災害、盗難その他の事故により負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		分担金の徴収猶予
根拠法令(例規)及び条項		美唄市個別排水処理施設条例第 20 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 32 号
関 係 条 項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
審 査 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 8 条の準用 (負担金の徴収猶予) 第 8 条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が負担金を納付することが困難であり、かつ、当該土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 (2) 受益者が災害、盗難その他の事故により負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～14 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		消火栓の目的外使用許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市給水条例第 24 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	第 24 条 2 消火栓を消防及び消防演習以外の目的のために使用するときは、あらかじめ市長に申請してその許可を受けなければならない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		業者の指定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市指定給水装置工事事業者規程第 4 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 10 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 2 号
関 係 条 項		同規程第 11 条第 1 項、 水道法第 16 条の 2 第 1 項、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	第 4 条 市長は、前条に規定する指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定給水装置工事事業者の指定をするものとする。 (1) 事業所ごとに第 11 条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		業者の変更
根拠法令(例規)及び条項		美唄市指定給水装置工事事業者規程第 6 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 10 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 2 号
関 係 条 項		同規程第 4 条第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
審 査 基 準	基 準	第 6 条 指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかの事項に変更があったときは、省令様式第 10 号の指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書を、給水装置工事の事業を廃止し、休止又は再開したときは、省令様式第 11 号の指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書を、変更、廃止又は休止のときはその事実のあった日から 30 日以内に、再開のときはその事実のあった日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。 (1) 事業所の名称又は所在地 (2) 氏名若しくは名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 法人にあっては、役員の氏名 (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		消火栓の使用許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市給水条例第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	第 24 条 消火栓は、消防、消防演習その他市長が特に許可した場合のほかは、使用することができない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		